

2026 年 2 月 12 日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社  
代表者名 代表取締役社長 横澤 淳平  
(証券コード: 7157 東証プライム市場)

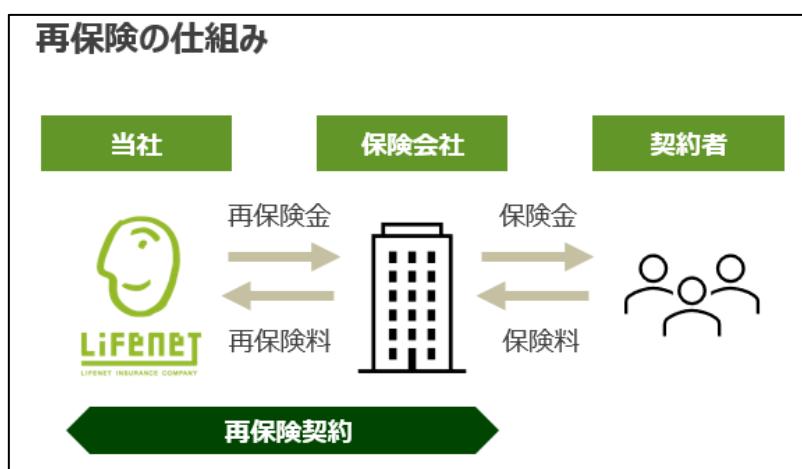
ライフネット生命保険 再保険事業を開始

## 社内のビジネスコンペによる企画提案から初の事業化

ライフネット生命保険株式会社（URL：<https://www.lifenet-seimei.co.jp/>）本社：東京都千代田区、代表取締役社長：横澤淳平）は、再保険事業に関する関係当局の認可を取得し、本年1月より引受けを開始することをお知らせします。

当社は、「正直に、わかりやすく、安くて、便利に。」に代表される「[ライフネットの生命保険マニフェスト](#)」に基づき、個人保険および団体信用生命保険からなる生命保険事業を行っています。このたび、これまでの生命保険事業により培った知見を活用し、事業領域の拡大と収益基盤の多様化を目指して、新たに保険会社を対象とした再保険事業を開始しました。

再保険は、生命保険会社や損害保険会社(元受保険会社)が引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を、他の保険会社(受再会社)が引き受ける仕組みです<sup>\*1</sup>。本事業の開始により、元受保険会社は、危険の分散による安定した経営の遂行を図れるとともに、受再会社である当社は保険料の一部を再保険料として收受することで、新たな収益機会を得ることとなります。



なお、本事業は当社内ビジネスコンペにおいて最も高い評価を得た社員の企画提案が事業化に至った、第一号案件となります。当社は、サステナビリティのマテリアリティ（重要課題）の一つとして「成長の機会をつくる」を掲げ、2023年度より社内ビジネスコンペを実施しています。今後も、社員の柔軟な発想を新たな事業機会へとつなげ、持続的な成長を目指してまいります。

本件が 2026 年 3 月期およびそれ以降の当社業績に与える影響は軽微ですが、今後、開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせします。

\*1 保険業法第3条第4項第3号では、生命保険会社は全ての生命保険の種類について再保険の引受けを行うことができるとして定めています。

# NEWS RELEASE



ライフネット生命について URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/>

ライフネット生命は「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念を、「ライフネットの生命保険マニフェスト」にまとめ、営業開始から一貫してお客さま視点に立った生命保険をお届けしています。オンライン生保のリーディングカンパニーとして、デジタルテクノロジーを活用しながら、「安心して、未来世代を育てられる社会」の実現を目指します。

会社及び商品の詳細は <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。  
株主・投資家向けの情報は <https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先  
広報／IR 03-5216-7900